

## 訪問看護の利用料金

保険の種類	費用負担割合	その他の負担
介護保険	月額利用料の1割	*支給限度基準額を超えるサービス（訪問看護回数増など）、保険給付対象外サービスは全額自費負担
医療保険	国民健康保険など、加入している医療保険の負担割合に準じた割合	*一定時間を超えるサービス、休日や時間外のサービスは差額を負担 *交通費、死後の処置は実費を負担

(平成27年3月現在)

\*詳細については、訪問看護ステーションにお問い合わせください。

\*身体障害・難病等特定疾患の医療受給者など公費負担対象者は、利用金額が免除もしくは減額されます。

## 訪問看護に関する電話相談

(公社)千葉県看護協会では、千葉県からの委託を受け、訪問看護のサービス内容、利用方法、利用料など、訪問看護に関連する電話相談窓口を設けています。相談は、無料です。お気軽にご相談下さい。

相談日

月～金 9時～17時

\*会館の休日は除く

無料

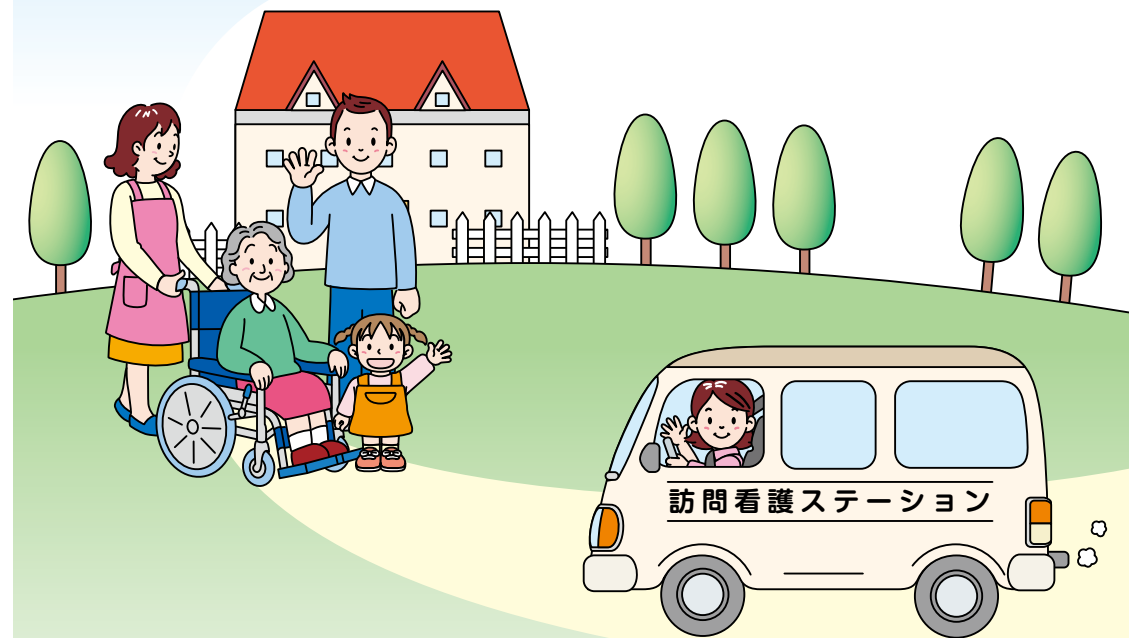
☎043-245-1712

# マイ・ナース(かかりつけ看護師)とつくる 安全で安心な在宅での生活

点滴や吸引など病院で行われる治療が必要な状態でも、  
「住み慣れた我が家で過ごしたい」

そんな思いを抱いたときは、訪問看護を活用ください。

マイ・ナース(かかりつけ看護師)として、かかりつけ医師、ケアマネジャー、ホームヘルパー等様々な職種と連携をとり、利用者さんとご家族の安全で安心な生活環境づくりをお手伝いします。



発行元



公益社団法人千葉県看護協会

〒261-0002 千葉市美浜区新港 249-4

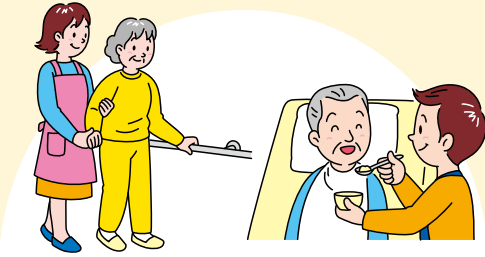
TEL 043-245-1744(代) FAX 043-248-7246

# 「心身の状態がすぐれなくても、自宅で療養したい」そんなとき訪問看護をご利用ください

訪問看護サービスは、介護保険や医療保険を使い利用いただけます。患者さんの人権、プライバシーの保護を厳守いたします。

●訪問看護事業所との契約は、個人契約です。

## 主なサービス内容



**寝たきり防止、生活動作（食事を食べたりなど）が維持・向上するよう支援します！**

歩行・食事・排泄など生活動作の訓練を行います。

**本人の状態に合わせた看護をおこないながら病状の観察をします！**

皮膚の状態の観察、状態に合わせた入浴の介助、ベッド（布団）上で体を拭いたり、洗髪など行います。

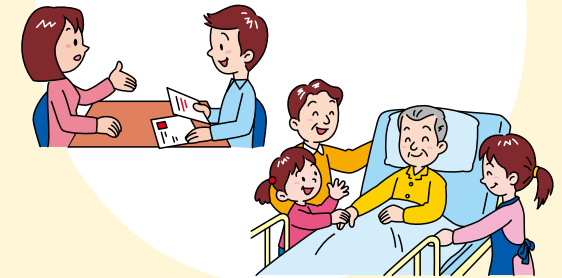


**医師と連絡をとり、必要な医療処置などのお手伝いをします！**

医師などと連絡をとり、体調管理のため、血圧・体温などの測定、吸引・注射などをおこなったり、床ずれの手当てなど、状態が悪化しないよう努めます。

**介護に関する相談に応じます！**

介護方法・不安などに対する相談、介護用品の利用方法の相談などに対応します。



## 訪問看護サービスを利用するまでの流れ

### 相談

#### 利用の検討

**利用前に、色々相談したい…**

と思ったら、

- ・ **かかりつけ医**
- ・ 近くにある **訪問看護ステーション**
- ・ **千葉県看護協会の電話相談** ☎(043) 245-1712
- ・ **地域包括支援センター**

入院している病院の「医療相談室(又は看護師)」に相談してください。

<いずれも相談料は無料です>

### 手続きの主な流れ

介護保険

認定あり

訪問看護利用の申込み

ケアマネジャー

手配

訪問看護ステーション

サービス提供

利用者

医療保険

訪問看護利用の申込み

かかりつけ医